

令和3年 第4回農業委員会議事録

令和3年4月26日午前10時00分に第4回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

13 番 (伊勢村孝之) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報第 7号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第10号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第11号 | 非農地証明について |
| 議第12号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議第13号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第14号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和3年 第4回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第4回通常総会を4月26日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。13番 伊勢村孝之委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。豪雪で春の作業が心配されましたけれども、3月に入ってから暖かい日が続いたおかげで農作業も順調に進んでいると思います。一部地域で強風の被害とかありましたけれども、皆さん、自分の体には十分気を付けて、あまり無理しないで農作業に従事してくださいようをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和3年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 高橋央委員 6番 石川富士太郎委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いただきます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1ページと2ページをご覧ください。案件は11件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1から3は未定です。No.4と10は同人へ売買予定で、今月集積計画がなされております。No.5は別人へ売買予定で、今月集積計画がなされております。No.6は別人へ貸借予定です。No.7は農地中間管理機構へ貸付予定です。No.8は同人へ貸借予定です。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第7号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第10号「農地法第3条の規定による許可申請」は3ページから5ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は3件です。No.1の渡人は高齢化による経営縮小のため、No.2は相手方の要望のため、No.3は市外に居住しており農業廃止のため、受人はNo.1～3が経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.3は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。4ページをご覧ください。案件は6件です。No.1から3と5の貸し人は相手方の要望のため、No.4は耕作不便のため、No.6は高齢化による経営縮小のため、借り人はそれぞれ経営規模拡大のための貸借です。No.1からNo.6は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、使用貸借権の設定についてご説明いたします。5ページをご覧ください。案件は1件です。貸し人は市外に居住し農業廃止のため、借り人は経営規模拡大のための貸借です。No.1は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第11号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第2班主任、沼澤克己委員の報告・説明を求めます。

(10番 沼澤克己委員報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第1班主任、鈴木勲委員の報告・説明を求めます。

(9番 鈴木勲委員報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第1班主任、鈴木 勲委員の報告・説明を求めます。

(9番 鈴木 勲委員報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第14号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、5番 高橋 央委員、16番 星川礼子委員の退席を求めます。

(5 番 高橋委員、 1 6 番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第 1 4 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書 4 3 ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が 8 9 8 a、うち再設定が 3 4 5 a、所有権移転は 4 0 8 a となり、計画面積合計は 1, 3 0 7 a となります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで 8 9 8 a、うち再設定が 3 4 5 a、所有権移転は、田が 1 5 9 a、畑が 2 4 8 a、合計しますと田が 1, 0 5 8 a、畑が 2 4 8 a です。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手 1 3 名、うち再設定 5 名、受け手 1 1 名、うち再設定が 4 名です。所有権移転は、出し手 9 名、受け手 7 名、合計しますと、出し手が 2 2 名、受け手が 1 8 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が 1 0 件で 5 6 5 a、10年以上が 4 件で 3 3 3 a です。

次に隣に移りまして、10 a 当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が 6 0 kg から 1 1 2 kg、現金が 1 万 2 千円から 1 万 5 千円、所有権移転は、田が 3 万 5 千円から 1 0 万円で、畑が 4 万 5 千円から 2 6 万 2 千円です。

それではページ移りまして、44 ページからは個別状況です。No. 1 から No. 9 までは新規の設定、No. 1 0 から 4 5 ページ No. 1 4 までは再設定です。46 ページは所有権移転で、9

件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。5番 高橋 央委員、16番 星川礼子委員、復席ください。

(5番 高橋委員、16番 星川委員 復席)

(議長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

以上で、令和3年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年4月26日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____